

計画のフォローアップ

「岡崎市自転車ネットワーク検討協議会」において、各施策の進捗状況等に関するフォローアップを中間年（令和7年）に実施し、その結果を公表します。

フォローアップにあたっての評価指標は、以下のとおりとします。

【指標設定の考え方】

本計画全体の目指すところとして『成果目標』を設定し、各基本目標の達成度合いをチェックするための『確認項目』を設定します。

成果目標

評価指標	現況値	目標値（令和12年）
身体活動1日に1時間以上実施の割合	30歳代：45.2% 40～74歳代：46.0%	30歳代：47.5% 40～74歳代：48.3%
自転車に関連する交通事故死傷者数	254件/年	150件/年
運輸部門における二酸化炭素排出量	596千t-CO ₂ /年	526千t-CO ₂ /年

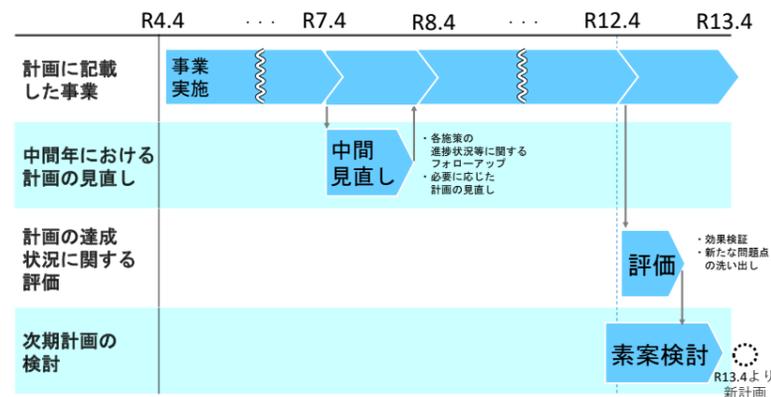
確認項目

目標1 安全で快適な自転車通行空間づくり			目標3 市民・来訪者の観光における自転車利用の促進		
評価指標	現況値	目標値（令和12年）	評価指標	現況値	目標値（令和12年）
自転車ネットワーク路線整備延長	1.3km	119.6km	サイクルシェアの利用回数	19,893回/年	30,000回/年
自転車等駐車場の設置箇所数	31箇所	33箇所	モデルルートの設定数	0ルート	2ルート
目標2 自転車を活用した健康意識の向上			目標4 歩行者・自転車・自動車の安全安心な共存		
評価指標	現況値	目標値（令和12年）	評価指標	現況値	目標値（令和12年）
「自転車通勤に関わる認証制度」の認証事業所数	0事業所	3事業所	交通安全教室の開催数	79回/年	200回/年
サイクリスポートイベントの参加者数	—	500名/年	自転車交通ルールの認知度（自転車安全利用五則）	53～81%	全ての項目で90%

計画の推進

計画期末である令和12年度までに、施策実施に関する評価を行うとともに、その他の取組における検討結果や、社会情勢の変化等を踏まえて、中間年（令和7年）に計画の見直しを行います。

また、県の自転車活用推進計画において更新がなされた場合には、更新内容と当該計画の記載内容との整合性を確認した上で、必要に応じて計画の見直しを行います。



令和4年3月発行
 岡崎市 土木建設部 建設企画課
 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
 TEL 0564-23-6204 FAX 0564-23-6696

岡崎市自転車活用推進計画

【概要版】

～自転車で新しいくらしを育むまち おかざき～

計画の目的

本市では、自転車の活用による環境負荷の低減、市民の健康増進、観光施策との連携など様々な課題に対応するため、交通の安全を図りつつ自転車の利用を促進する計画として「岡崎市自転車活用推進計画」を策定します。

計画の概要

- 対象区域：岡崎市全域
- 計画期間：令和4年度～令和12年度（9年間）
- 根拠法令：「自転車活用推進法」第11条 第1項
- 上位計画：第7次岡崎市総合計画、岡崎市都市計画マスタープラン
- 関連計画：岡崎市自転車ネットワーク計画、岡崎市地域公共交通計画など

現状と課題

都市環境	観光
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内で多く発生している渋滞への対策や、二酸化炭素排出量削減など、自動車通行空間の改善や地球温暖化対策に向けて、自転車の活用促進が必要です。 ◆ 自転車利用者の快適性・安全性の確保のため、優先的に駅や学校周辺の自転車通行空間および自転車等駐車場の整備を進める必要があります。 ◆ 新しい生活様式に対応するとともに、自転車を活用したまちの活性化につながる取組が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 観光施策と連動した自転車利用促進策の展開が必要です。 ◆ 市民だけでなく観光客の移動手段として、サイクルシェアの利用環境の整備が必要です。
健康	安全
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康寿命の延伸のため、若年層から高齢者まで幅広い世代に対して、体への負担が少ない自転車の日常生活における利用を啓発する取組が必要です。 ◆ 「新しい生活様式」で推奨される自転車通勤を促進する取組が必要です。 ◆ 市民の健康意識向上を目的としたサイクリスポートの普及・振興が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自転車走行ルール・マナーの遵守を促進する取組が必要です。 ◆ 自転車の点検・整備の重要性や安全性の高い車両の購入、自転車保険についての情報周知が必要です。 ◆ 自転車乗車中のヘルメット着用の促進が必要です。

目標と施策

目標1 安全で快適な自転車通行空間づくり

施策① まちなかの自転車通行空間の計画的な整備推進

安全で快適な自転車利用環境を確保するため、令和2年11月に策定された「岡崎市自転車ネットワーク計画」に基づき、まちなかの自転車通行空間の計画的な整備を推進します。

施策② 自転車等駐車場の整備推進

公共交通機関と連動したサイクル&ライドを促進するため、主要な交通結節点の自転車等駐車場の整備を推進します。また、自転車等駐車場の駐車容量の確保に向けて、自転車等駐車場内の放置自転車の取締りのほか、自転車等駐車場以外に駐輪された放置自転車の取締りについても引き続き行います。

施策③ 自動車の違法駐車取締りの推進

愛知県警察では、違法駐車重点路線や重点地域において、違法駐車確認や確認標章の取付け等の巡回を行っています。自転車が安全に車道を通行するため、自転車通行空間をふさぐ違法駐車取締りを今後も推進します。

施策④ 山間部における自転車活用環境の整備

サイクリングを楽しむ場所への自転車によるアクセスをサポートするため、山間部におけるサイクリストの受入れ環境の整備について研究し、サイクリストの利便性・快適性を高めるための整備等を推進します。



施策① 矢羽根型路面表示等の方針 (QURUWA地区仕様)



施策② 上：自転車等駐輪場内の取締り 下：路上における取締り (資料：岡崎市)



施策④ 山間部の受入れ環境の整備例 (資料：沼津市)

目標2 自転車を活用した健康意識の向上

施策⑤ サイクルシェアの普及促進及び公共交通との連携

公共施設のみならず、民間の用地や路上等の公共用地へのサイクルポート設置や観光客への周知・PRの推進、法人利用の導入促進、月額料金設定など、利用者の利便性向上と更なる利用者数増加に向けた取組を検討します。

施策⑥ サイクルスポーツ振興の推進

イベントを主管する県や市のサイクリング協会等と連携を促進するとともに、市民が気軽に自転車を楽しむことができる「まちなかスポーツイベント」等、サイクリング振興及びスポーツツーリズムについて研究していきます。

施策⑦ 企業と連携した自転車通勤の促進

持続可能な開発目標 (SDGs) 達成やゼロカーボンシティの実現に向けて、自転車通勤の導入に関する情報の周知・PRを行うとともに、市内企業と連携して自転車通勤の促進を図ります。



施策⑥ 岡崎市サイクリング大会 (資料：岡崎市サイクリング協会)



施策⑦ 自転車通勤導入に関する手引き (資料：国土交通省 (令和元年))



施策⑤ サイクルポート (岡崎市役所前)

目標3 市民・来訪者の観光における自転車利用の促進

施策⑧ サイクルシェアの普及促進及び公共交通との連携【再掲】

公共施設のみならず、民間の用地や路上等の公共用地へのサイクルポート設置や観光客への周知・PRの推進、法人利用の導入促進、月額料金設定など、利用者の利便性向上と更なる利用者数増加に向けた取組を検討します。

施策⑨ まちづくりと連携した自転車活用の推進

地域の方々やサイクリストが主体となる取組を一層促進するためにも、本市がPRや協賛といった形でこれらの活動を後押しすることで、自転車を活用したまちづくりを推進します。また、更なるまちの活性化 (暮らしの質の向上・エリアの価値向上) を図るうえで、近年重要性を増しているゼロカーボンシティ等の視点を取り入れた方策についても検討します。

施策⑩ 観光施策と連携した自転車マップの作成

自転車の利便性を活かして観光を楽しんでもらえるよう、市内の観光地を自転車で周遊して楽しむことができる自転車周遊マップを作成します。加えて、自転車マップのデジタル化についても検討し、国内外からの来訪者の安全で快適な自転車利用を促進します。



施策⑩ 自転車観光マップの作成例 (京都ECOトリップ) (資料：株式会社 スティードリーム)



施策⑨ サイクリストと地域が協力した清掃活動 (山間部) (資料：サイクリングの郷委員会)



施策⑨ 地域のまちづくり活動の事例 (まちなか) (資料：ONE RIVER)

目標4 歩行者・自転車・自動車の安全安心な共存

施策⑪ 安全・安心な自転車の普及促進

自転車の品質を保証する安全マークの周知・PRや自転車の保険制度 (損害保険や賠償責任保険) の義務化を周知・PRし、安全・安心な自転車の普及を促進します。

施策⑫ 安全利用教育環境の整備

南公園の交通広場において、自転車通行空間を含む交通知識を学べる場として最新の交通事情を考慮した施設への再整備を検討します。さらに、自動車・自転車両者の目線から、幅広い世代に向けて交通安全教室等を開催することができる施設となることを目指します。

施策⑬ 自転車の安全利用の促進

学校での交通安全教室や高齢者への講習等、交通安全意識の向上のための広報活動により、自転車の安全利用を促進します。また、ヘルメットの着用を促進するため、子ども (満7歳以上満18歳以下) や高齢者 (満65歳以上) のヘルメット購入補助を行います。

施策⑭ 災害時における自転車活用の推進

地域社会の安全・安心の為、公共施設への自転車の配備や災害時の自転車利用の位置づけを検討し、災害時に自転車活用できる環境整備を推進します。



施策⑪ TSマークのチェックポイント (資料：日本交通管理技術協会)



施策⑬ 交通安全教室 (資料：岡崎市)



施策⑭ 自転車による避難訓練 (資料：地域版自転車活用推進施策の手引き (案) (平成30年))



施策⑫ 模擬道路の事例 (資料：京都市観光協会)